

2025 年 7 月 31 日

各位

会社名 大末建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 村尾 和則
(コード番号 1814 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 石丸 将仁
(電話番号 06-6121-7127)

「業績連動型株式報酬制度」に基づく自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下、「本制度」という。）に基づいた自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、2025 年 6 月 30 日付の適時開示「「業績連動型株式報酬制度」に基づく株式交付ユニットの付与に関するお知らせ」から株式交付ユニット数（1 ユニット＝1 株とする。）に変更はございません。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 8 月 28 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 96,388 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,344 円
(4) 処分総額	225,933,472 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 4 名 当社の取締役を兼務しない執行役員 5 名 当社の子会社の取締役（注） 1 名 （注）2024 年 3 月 31 日付で当社取締役を退任し、2024 年 4 月 1 日に当社子会社の取締役に就任したため、取締役に係る本制度の対象となる者

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役および執行役員（社外取締役、監査当委員である取締役を除く。以下「取締役等」という。）の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的に、役位及び業績評価目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う本制度を、2022 年より導入しております。2025 年 3 月をもって本制度の対象事業年度が満了となり、2025 年 6 月 30 日付の適時開示のとおり、対象である取締役等に対して株式交付ユニットを付与いたしました。本自己株式処分は対象取締役等に対して当社普通株式の交付を行うため、本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、本制度は対象取締役等に対して株式交付ユニットに 1 株当たりの払込金額を乗じた金銭報酬債権額を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで当社普通株式を交付するものとなっております。

<本制度について>

① 本制度の概要

制度導入時から連続する 3 事業年度（2022 年 4 月から 2025 年 3 月までの期間）に対応した職務執行期間における報酬として、業績評価目標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。対象取締役等への金銭報酬債権の付与及び当社普通株式の交付は職務執行期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、対象取締役等に対して金銭報酬債権及び当社普通株式を付与及び交付するか否か並びに支給する金銭報酬債権額及び交付株式数は確定しておりません。

② 交付要件

職務執行期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、対象取締役等に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役等に当社普通株式を交付するものといたします。また、当社普通株式の交付は、自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役等及び当該自己株式の処分については、職務執行期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

イ. 2025 年 3 月末日の流通株式数に、2025 年 1 月から 2025 年 3 月の 3 か月間の東証の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じた流通株式時価総額が 100 億円を超えていること

ロ. 2025 年 6 月末日時点で東証プライム市場への上場を維持し、かつ東証プライム市場以外の市場に指定替えされること等が決まっていないこと

③ 本制度に係る株式総数の上限

対象取締役等が交付を受ける職務執行期間に係る当社普通株式の総数は取締役で 64,000 株以内、執行役員で 57,000 株以内といたします。また、職務執行期間中に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合等、本制度で処分される当社普通株式の総数の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

④ 取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

職務執行期間終了後に各対象取締役等に交付する当社普通株式の数（以下「株式交付ユニット」という。）は、1ユニット＝1株とし、当社取締役会において対象取締役の役位及び在任期間に応じて決定した基準ユニットに、業績連動係数を乗じて決定いたします。業績連動係数は、2022年3月31日から2025年3月31日までの当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、同期間の東証株価指数（以下「TOPIX」という。）の成長率で除して算出いたします。業績連動係数の上限は120%とし、株式交付ユニットの総数の上限は取締役で64,000ユニット、執行役員で57,000ユニットといたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。また、職務執行期間中に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、その他以下の算定項目の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

（算定式）

株式交付ユニット＝基準ユニットの累計×業績連動係数（※）

（※）業績連動係数は、以下の算定式に従って算定します。

業績連動係数＝当社TSR÷東証TOPIXの成長率

当社TSR＝（B＋C）÷A

東証TOPIXの成長率＝E÷D

A：東証における2022年3月31日時点の当社普通株式の終値

B：東証における2025年3月31日時点の当社普通株式の終値

C：第77期（2023年3月期）から第79期（2025年3月期）の剰余金の配当に係る株当たり配当総額

D：2022年3月31日時点のTOPIX（配当込み）の終値

E：2025年3月31日時点のTOPIX（配当込み）の終値

⑤ 1株当たりの払込金額

本制度により割当を受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当に関する取締役会決議の前営業日における東証の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、取締役会において決議いたします。なお、対象取締役等に支給する金銭報酬債権の額は以下の算定式に従って算定いたします。

（算定式）

金銭報酬債権額＝株式交付ユニット×1株あたりの払込金額

⑥ 株式交付時期

職務執行期間経過後の権利確定日から2か月以内に交付いたします。権利確定日とは、支給条件の確定する2025年6月30日とします。

<譲渡制限付株式割当契約>

当社は、割当予定先である対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

① 譲渡制限期間

2025 年 8 月 28 日から当社第 80 期の半期報告書を提出した日までの期間、対象取締役等が本割当株式について譲渡することを一切禁止しております（以下、譲渡制限という。）。

② 譲渡制限の解除

上記譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し当該解除後も当社のインサイダー取引規程を遵守することとしております。

<株式の管理方法>

対象取締役等は、当社が指定する証券会社に本割当株式について記載又は記録する口座を設け、譲渡制限が解除されるまでの間、当社が指定する方法にて、本割当株式を当該口座に分別保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 7 月 30 日（本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,344 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ対象者に特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上